

荒川区基本構想審議会運営規程（案）

（令和 年 月 日議決）

（趣旨）

第1条 この規程は、荒川区基本構想審議会条例（昭和61年条例第28号。以下「条例」という。）及び荒川区基本構想審議会条例施行規則（昭和61年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、荒川区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は原則として公開とする。ただし、会議の公開に関し審議会で議決したときは、非公開とすることができる。

（議事録の作成）

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

（議事録の公開）

第4条 議事録は公開するものとする。ただし、第2条ただし書きの規定に基づき、非公開とした会議の議事録は、この限りでない。

（会議の傍聴）

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、会議を傍聴することができる。ただし、第2条ただし書きの規定に基づき、審議会が会議を非公開としたときはこの限りでない。

（傍聴人の定員）

第6条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、15人とする。

- 2 会長は、会場等の状況により必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（傍聴席の区分）

第7条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に区分する。

（傍聴券の交付）

第8条 傍聴人は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付する。ただし、傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

(傍聴券の提示)

第9条 傍聴人は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第10条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者
- (2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘、ヘルメットの類を所持している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守り、静粛に傍聴しなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 論談し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 写真、動画等の撮影又は録音等をしないこと（あらかじめ会長の許可を得た場合を除く。）。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給は除く。）又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規程に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第15条 会長が傍聴禁止を宣告し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(小委員会の設置)

第17条 規則第3条の規定に基づき、次の各号に掲げる小委員会を置き、小委員会は当該各号に定める分野について審議する。

(1) 第1小委員会 防災・防犯、環境、産業、文化・芸術、まちづくり、区政運営

(2) 第2小委員会 子育て・健康・福祉・教育・共生

(小委員会の会長)

第18条 小委員会に委員長を置き、委員長及び小委員会の委員は、会長が審議会の委員から指名する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

3 委員長は、議事を掌理し、小委員会における調査審議の経過及び結果について審議会に報告しなければならない。

(小委員会の運営)

第19条 第2条から第16条までの規定は、委員は小委員会の委員と、会長は委員長とそれぞれ読み替えて小委員会にこれを準用する。

附 則

この規程は、令和8年1月8日から施行し、条例第3条に規定する委員の任期が満了する日をもってその効力を失う。

別記様式

表

傍 聴 券	No.
年 月 日 時 分	
(当日限り有効)	
(傍聴人)	
住所	
氏名	
報道機関名	
荒川区基本構想審議会	

裏

傍聴人に守っていただく事項
1 傍聴人は、この券に所定の事項を記入し、入場の際は、係員に提示してください。また、退場する際は入場券を係員に返却してください。 2 携帯電話・スマートフォンの電源は「切」にしてから入場してください。 3 傍聴人は、荒川区基本構想審議会傍聴規程を守り、係員の指示に従ってください。 4 傍聴席にいるときは、次の事項を守り、静粛に傍聴してください。 ① 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。 ② 論談し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。 ③ 写真、動画等の撮影又は録音等をしないこと（あらかじめ会長の許可を得た場合を除く。）。 ④ 飲食（体調管理のための水分補給は除く。）又は喫煙をしないこと。 ⑤ みだりに席を離れないこと。 ⑥ その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 5 委員長が退場を命じた場合は、速やかに退場してください。